

上 関 町 人 材 育 成 事 業 助 成 金 交 付 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は上関町ふるさと創生事業の一環として教育・文化・産業等の各分野における人材育成事業に対し、これを推進し、支援することを目的とする。

(助成事業)

第2条 助成すべき人材育成事業は次のとおりとする。

(1) 人材育成事業

- ア. 地場産業の振興を目的とする人材の育成
- イ. 教育・文化・スポーツの振興、交流を目的とする人材の育成
- ウ. 祭り・イベント等の活性化を目的とする人材の育成
- エ. 地域福祉の振興を目的とする人材の育成

(2) 地域活性化事業

- ア. 教育・文化・福祉の振興を推進する交流事業
- イ. イベント等の事業

(3) その他町づくりを推進するために、特に必要と認める事業

2 同一人または団体が同一目的で連続した申請については、3年を限度とする。

(助成対象者)

第3条 前条に規定する事業を行う個人又は団体等で、次に掲げる者を対象とする。

- (1) 町内に居住している個人、又は、現在活動している団体・グループ
- (2) 将来、町内に定住を予定し前項の事業を実施しようとしているもの

(助成金額)

第4条 人材育成事業に対する助成金の額は次のとおりとする。

- (1) 研修視察等への助成金は、上関町職員等の旅費支給条例を準用し算出した額の3分の2以内とし、国内においては一人5万円、国外においては一人50万円を限度とする。
- (2) 地域活性化事業への助成金は、助成対象経費の3分の2以内とし、50万円を限度とする。
- (3) その他の事業にかかる経費への助成金は別に町長が定める。

(委員会の設置)

第5条 人材育成事業の効率的な運用を期するため、人材育成事業推進委員会（以下委員会）を設置する。

- 2. 委員会は、副町長・教育長・総務課長・企画財政課長・産業観光課長の職にある者をあてる。
- 3. 委員会は副町長を委員長とし、必要な都度委員長が招集する。
- 4. 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第1号）の事業を実施しようとする2カ月前までに、町長に提出しなければならない。但し、町長が特に

必要と認めたときは、この限りではない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは委員会に諮り、適当と認めるときは、その旨申請者に通知する。(別記様式第2号)

2. 町長は、前項の規定により交付決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することが出来る。

(実績報告)

第8条 助成金の申請者は、事業が完了したときは速やかに実績報告書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(額の決定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付額を決定し申請者にその旨通知する。(別記様式第4号)

(助成金の交付)

第10条 前条の通知を受けた申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2. 前項の助成金の請求があった場合、町長は遅滞なく助成金を交付するものとする。
3. 町長は、第7条第1項の決定をしたとき、通知した額の範囲内で必要に応じ概算交付することができる。

(助成金の交付決定の取り消し及び返還)

第11条 町長は申請者が次の各号に該当するときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
 - (2) 助成金の交付条件に違反したとき
 - (3) 事業の実施方法が不適当と認めるとき
2. 町長は、前項各号の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消部分において既に助成金が交付されているときは、申請者に対し期限を付して返還を命ずるものとする。

(助成金の原資)

第12条 助成金の原資は、上関町基金設置条例(平成23年条例第3号)別表第1に規定する上関町人材育成基金を充当する。

(適用の除外)

第13条 第2条の適用について、他の助成制度が適用されている場合、この要綱は適用しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他必要な事項は別に町長が定める。

附則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２３年６月３０日から施行する。

この要綱は、平成２５年７月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。